

のれんの非償却について引き続 き意見聴取—FASB・企業会計基準諮問会議

去る11月17日、財務会計基準機構内に設置されている企業会計基準諮問会議は第55回会合を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。
のれんの非償却

前回会合で、のれんの非償却の導入（選択制）およびのれん償却費の計上区分変更について

テーマ提言されたことを受け

て、これまで親委員会にて6回にわたり「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会が開催され、関係者から意見聴取を行つた。今回、その内容が報告され、今後の進め方について検討が行われた。

公聴会での意見を聞く対象

に、作成者としてスタートアップ以外の日本基準適用会社やIFRS会計基準適用会社、人として小規模監査法人、利用者として海外投資家などを追加すべきとの意見が聞かれた。

また、「のれんだけではなく、減損や無形固定資産の会計基準全体に関する議論に広げるべ

ンセンティブ報酬）について、新規テーマとするか否かの検討が行われてきた。

今回、本年4月から法務省法

制審議会会社法制（株式・株主

総会等関係）部会が株式の発行

のあり方等について検討を始め

ており、会社法の改正の動向を

申入れが行われ、本諸問会議で

提案者から本テーマの取下げの

見守る必要があること等から、

本テーマをいったん取り下

げることが提案された。

委員から異論は聞かれなかっ

た。

株式報酬

式報酬の会計処理・開示（いわゆる現物出資構成による取引、現金決済型の株式報酬取引、イ

の報告がされた。

第564回親委員会で、本諸

問会議議長から、これらの内容

の報告がされた。

住民税（均等割）に関する適

用初年度について、当初、特段

の経過措置を設けていないた

め、原則として過去の財務諸表

について、新たな表示方法に従

い財務諸表の組替えを行うこと

を提案していた。これに反対す

る意見が聞かれたため、「特段

の条件を設けずに、住民税（均

等割）に関して、適用初年度の

比較情報の組替えを行うことを

の審議が行われた。

現在審議中の法人税等会計基

準等の見直しに係る改正後の会

計基準等とは別に、短期的な対

応を行うことを目的として、実

決された（11月20日公表。コ

メント期限は2026年1月

の再提案が行われた。

20日。https://www.asb.jp/

jp/project/exposure_draft/

y2025/2025-1120.html）。

法人税等会計基準等の見直し

後発事象

前回親委員会（2025年12

月1日号（No.1761）情報ダ

イジェスト参考）に引き続き、

企業会計基準公開草案87号「後

基準の見直しにおける住民税

（均等割）の適用初年度の経過

措置に関する再提案および文案

検討が行われた。

会計において、後発事象を「決算

日後に発生した企業の財政状

態、経営成績及びキャッシュ・

フローの状況に影響を及ぼす事

象のうち、評価期間の末日まで

に発生した事象」と定義し、評

価期間の末日を「原則として、

財務諸表の公表の承認日」とす

る規定が追加された。

委員からは、賛意が聞かれた。

防衛特別法人税に関する実務対応報告案、公表—ASB

会計

去る11月18日、企業会計基準委員会は、第564回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

防衛特別法人税の実務対応報告

現在審議中の法人税等会計基

準等の見直しに係る改正後の会

計基準等とは別に、短期的な対

応を行うことを目的として、実

気候基準の改正案、次回公表議決予定—SSB

会計

去る11月20日、SSBは第59回サステナビリティ基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

会計処理・開示に関する当面の

会計処理・開示に関する当面の

出席委員全員の賛成で公表議

ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」
-IFRS S2号の修正案

に対応する気候関連開示基準の改正

- (1) 「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない情報源

SSBJ基準において「参考し、その適用可能性を考慮しなければならない情報源」とされているSASBスタンダードの改訂が本年12月に公表予定であることに対応、適用基準で参考しているSASBスタンダードのバージョンを修正するなど

- (2) SSBJ基準の初めての改

正にあたって必要と考えられ

る変更

事務局は、今回がSSBJ基準で初めての改正となることから、SSBJ基準全般において、必要と考えられる改正内容について議論した。また、軽微な修正であることから、公開草案は公表

(図表) SSBJ基準全般において改正が必要と考えられる内容

- ① 今回の改正にあたって、強制適用の時期を定める必要があることと現行基準における「公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連開示から適用することができる」という記載との関係について明確化する必要があることから、適用基準、一般基準および気候基準は同時に適用しなければならないとする定めを削除する。
- ② 適用基準、一般基準および気候基準における「本基準は、公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができる」とする定めを2025年3月に公表した基準の適用時期に関する定めとして明確化する。
- ③ 前記①および②の変更は、気候基準および適用基準だけではなく一般基準も対象となるため、一般基準の改正の適用時期について、気候基準の改正の適用時期と同様とすることを定める。

経理に「効く」
法律雑字 紛争解決のプロセス弁護士
白川 敬裕

国が被告人に刑罰を科すには、「刑事」裁判の手続を経ることが必要です。検察官と被告人が、法廷で「懲役〇年で手を打ちましょう」と合意することは、ありません。

これに対し、「民事」の紛争、すなわち「国民どうし」の揉め事は、裁判をせずに、話し合い

で解決することができます。たとえば、お金の貸し借りは、借主が最初から踏み倒すつもりであれば詐欺罪となる可能性はあります。民事の問題については、たとえば、知り合いに貸した1万円を返してもらえない場合、いきなり裁判を起すのではなく、支払の催促をした後、「〇月〇日までに返します」という合意書を交わし

ます。当事者は、2026年3月末までに最終基準の公表を目指すとし、次回（12月11日予定）にも公開草案の公表議決を行う予定。

委員からは、賛意が聞かれた。
*
事務局は、これまで最終基準の公表を目指すとし、次回（12月11日予定）にも公開草案の公表議決を行う予定。

「民事」の場合、当事者が、あらかじめ「契約」という形で解決のルールを設定しておくことが可能です。

「民事」の場合は、当事者が、あらかじめ「契約」という形で解決のルールを設定していくことがあります。

たとえば、法律上、契約を一方的に解除するには、相手の契約違反などの要件が必要となるのですが、契約書に「差押えや支払停止など、相手の経済的信

用を失わせる状況があれば解除できる」、「相手と反社会的勢力とのつながりが発覚すれば解除できる」といった条項を入れておけば、契約で定めたルールに従つて解除することができます。

「最高裁まで争つて訴訟された」、「早く揉め事から解放されたい」、「どちらに相手への恨みを晴らしたい」など、案件によって当事者の

目指す「ゴールが異なるからです。

ですから、弁護士は、最初に民事の法律相談を受けたとき、「相談者が最終的に何を実現させたいのか」をお尋ねします。

表向きの目的と本音が違うこともあります。そのため、さまざまありますし、相談者自身、自分の中でも「なぜこの問題を引き出していくことが必要になります。

依頼者の利益を実現するには、「相手の立場で考える」とことがあります。相手は、「このようないふを説いて出そう」ということを防ぐために、自分から反論してくるだろう。そし

たら、こんな再反論をして、これを証拠として出す」という見通しを立ててあるからです。

相手には「裁判官」も含まれます。裁判官は中立の立場ですから、原告とも被告とも違った見方をする可能性があるからです。相手の予想される反論や相手の手元にある証拠を踏まえながら、裁判官の思考もシミュレー

ーションすることになります。

紛争を避けるためにも、紛争

を解決させるためにも、「相手の立場に立つて考える」という肝要

通勤手当の非課税限度額引上げ

税務

国税庁

去る11月19日、政令380号「所政令」が公布され、通勤のため得税法施行令の一部を改正する自動車などの交通用具を使用し

ている給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられた。翌日11月20日に施行され、本年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用される。

自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当について、1カ月当たりの非課税限度額が図表のように引き上げられる。

改正前にすでに支払われた通勤手当については、改正前の非課税限度額を適用したところで所得税および復興特別所得税の源泉徴収が行われているが、改正後の非課税限度額を適用した場合には、本年分の年末調整の際に精算が必要である。

場合に過納となる税額がある場合には、企業の機能通貨が超インフレの表示通貨ではないが、その表示通貨が超インフレ下の経済の通貨である場合には、業績および財政状態は、すべての金額（資産、負債、資本、収益、費用、および比較期間の表示金額も含む）を直近の財政状態計算書日の表示通貨に換算する必要がある。

企業の表示通貨の経済が超インフレではなくなり、一方で企業の機能通貨は引き続き超インフレの経済ではない通貨の場合には、企業はもはや前記の会計処理を行うことはなく、超イ

(図表) 改正後の非課税限度額

通勤距離の片道	改正後 (改正前からの増加額)
55km以上	38,700円(7,100円)
45km以上55km未満	32,300円(4,300円)
35km以上45km未満	25,900円(1,500円)
25km以上35km未満	19,700円(1,000円)
15km以上25km未満	13,500円(600円)
10km以上15km未満	7,300円(200円)

国際会計

超インフレ表示通貨の換算に関する改訂基準を公表——IASB

去る11月13日、国際会計基準

審議会（IASB）は、IAS 21号「外國為替レート変動の影響」を改訂する「超インフレ表示通貨の換算」（以下、「改訂基準」という）を公表した。

改訂基準は、会社が、超インフレではない通貨で表示している財務諸表を、どのように超イ

ンフレ表示通貨の財務諸表に換算す

改訂基準の概要

改訂基準は、過去の期の金額を再度換算することはない。

購入した貸付金の信用損失に関するASU、公表——IASB

国際会計

去る11月12日、FASBは会社の機能通貨ではないが、その表示通貨が超インフレ下の経済の通貨である場合には、業績損失（トピック326）—購入した貸付金（purchased loans）」を公表した。

トピック326は信用損失を規定しており、企業結合などで取得した金融資産（acquired financial assets）に関して、「P

CD資産（purchased financial assets with credit deteriora-

tion）」を「取得者の評価によれば、一方で企業の機能通貨は引き続き超インフレの経済ではない通貨の場合には、企業はもはや前記の会計処理を行うことはなく、超イ

下の経済の通貨である場合に

は、業績および財政状態の表示

ASUの概要

このASUは、「総額アプローチ」の適用対象となる取得した資産の日付のレートで換算し、比較期間の金額の換算は、その後の換算レートの変化による影響を調整しない。

改訂基準は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用も認めら

れる。

企業の機能通貨と表示通貨が異なり、機能通貨が超インフレ

られており、過去の期の金額を再度換算することはない。

企業が貸付金について、

当初の貸付日からの信用悪化の

評価に基づいて、PCD資産で

ない貸付金と判断した後、当該

貸付金が「シーズンズ」である

かどうかを判断するために、ASUのガイドラインを適用する。

企業結合において取得された

費用として計上する。

ASUの概要

このASUは、「総額アプローチ」の適用対象となる取得した

金融資産の範囲を拡大している。

信用悪化を伴わずに取得され、

間が経過している」とみなされ

る貸付金は、「購入シーズンズ

（seasoned）（期

間が経過している）とみなされ

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年 11月17日	関西支部事務局「監査役等の引継ぎ手引書」	監査役協会	監査役等の交代にあたり、企業が永続的に健全かつ持続的な発展をし続けるため、現任の監査役等が監査活動を実施するなかで積み上げてきたもの、さらには監査役等として活動してきた「想い」を引き継ぐためのツールとして「引継ぎ」をテーマに資料を取りまとめたもの。 https://www.kansa.or.jp/support/library/post-14481/
2025年 11月17日	関西支部監査役スタッフ研究会「会計監査人評価の現状と今後の在り方」	監査役協会	近年、子会社の不正・不祥事が多発していることを背景に、会計監査の信頼性確保が大きな課題となっており、監査役等と会計監査人との連携は、金商法だけでなく、CGコードや監査法人のガバナンス・コードでも重要視されていることを受け、会計監査人の評価を効率化し、実効性向上を目的とした研究の成果を取りまとめたもの。 https://www.kansa.or.jp/support/library/post-14482/

長期金利の急騰で浮上する国債需給と財政リスクの再評価

国内長期金利の上昇が続いている。10月下旬まで1・6%付近で推移していた水準は、月末にかけて1・6%台後半へ切り上がり、11月初旬には1・7%に到達した。その後は動きが加速し、数営業日で1・8%台に達する場面もみられた。他方、株価や為替は明確な方向性を欠き、金利だけが段階的な上昇を続けている点が特徴で、債券市場の反応が先行した格好だ。

今回の動きを整理すると、高市政権が掲げる積極財政方針に対する見方が先んじて変化し、国債需給に対する警戒が強まつた側面が指摘できる。防衛費や成長投資を中心とした歳出拡大は国債発行増につながりやすく、需給悪化を懸念した海外勢の先物売りが増えた可能性がある。1・7%を超える局面では売りが一段と強まり、金利の上昇が景気下支えとなる面と、金利が相殺されやすく、明確な方向感は生まれにくかった。為替で

も日本金利差が大きく縮小したわけではなく、円高方向の持続的な動きは確認されていない。このため、他市場への波及は限られたのであり、今回の金利上昇は定的であり、今回の金利上昇は債券市場固有の反応として整理される。もつとも、この動きを

日銀の政策転換と結びつけるのは早計だ。YCCはすでに撤廃され、フォワードガイダンスも明確に設けられていないため、市場が政策修正を先取りしたとする見方には慎重さが必要である。むしろ財政運営や需給に対する評価が金利形成に影響を与えたと考えるのが妥当だろう。

今後は来年度予算編成の内容や物価・賃金の動向次第で、市場の見方が再び変わることの可能性がある。財政規律への懸念が強まるれば金利の上昇圧力は続き得る一方、景気下振れが意識されれば上昇ペースが鈍る展開も考えられる。また、企業の資金調達の見方が再び変わる可能性がある。企業を有するアジア勢の株価は次期予想も好調持続と会社トップは宣言した。有力なAI関連企業を有するアジア勢の株価は強力なプラス反応を示した一方、

欧州勢の反応はプラスではあったが、それほど強くなかつた。米市場は、取引開始直後、株価時差の影響で最後に反応したが、それほど強くなかつた。本の株価、そして経済も悲惨な状態に陥ってしまうだろう。日本内閣が取りかかっている積極的な政策が、終値はNYダウ、S&P500、NASDAQの主力株価が経つにつれ、次第に弱くなり、終値はNYダウ、S&P

金融

証券

エヌビディア決算の株価への影響をどう評価するか？

現在の世界の株価動向を左右しているのは、AI（人工知能）関連企業群である。そのなかでも、世界で時価総額トップを誇るAI

も日本金利差が大きく縮小したわけではなく、円高方向の持続的な動きは確認されていない。このため、他市場への波及は限られたのである。エヌビディアの株価も前日比マイナスとなつた。

米株価の動きは大方の予想に沿っており、株価動向を左右しているのは、AI（人工知能）関連企業群である。そのなかでも、自身の株価も前日比マイナスとなつた。

反する意外な結果となつたが、裏返せば、米株式市場は現在のエヌビディアを頂点とするAI関連産業の好調ぶりにバブルの匂いをかぎとり、今後について楽観していないことを物語つてゐるのでなかろうか。これは米国以外の国々にとつても、まったく他人事ではない。

日本の株価・株価指数は史上最高値を更新し、長年感じていた各國株価への劣等感を解消することができた。それは、少数のA-I関連企業の驚異的ともいわれる株価上昇によつてもたらされた。もし、これらの企業がアメリカ発のA-Iバブル崩壊と